

公 表 第 1 1 号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づき財務監査及び事務監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和6年8月1日

久留米市監査委員	山 口 文 刀
久留米市監査委員	樋 口 明 男
久留米市監査委員	佐 藤 晶 二
久留米市監査委員	石 井 俊 一

監査結果報告

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定に基づく監査

第2 監査の対象、実施場所、日程及び指摘事項等件数

対象部局等	対象課等の内訳	実施場所	日 程	指摘事項 件数	意見 件数
総合政策部	総合政策課、創生戦略推進室、財政課、広報戦略課、移住定住促進センター、東京事務所	監査委員室 監査委員事務局 執務室・会議室 対象課等の執務室	令和6年4月1日 ～令和6年7月31日	0	2
総務部	総務課、法制室、情報政策課、人事厚生課、人材育成室、行財政改革推進課、財産管理課、契約課、工事検査課、防災対策課			1	1
協働推進部	協働推進課、地域コミュニティ課、安全安心推進課、広聴・相談課、消費生活センター、人権・同和対策課、人権啓発センター、隣保館、男女平等政策課、男女平等推進センター			1	1

第3 監査の着眼点・主な実施内容

今回の監査は、令和5年度における財務に関する事務の執行、公有財産の管理並びに一般事務の執行状況等について、関係書類の照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

特に、現金等取扱、旅費、給与、報償費関係、補助金、貸付金、財産及び物品管理、契約、附属機関等、休暇等に係る事務等については、重点項目として監査した。行政の組織、機能、事務処理の手続及び方法などの行政運営全般についても、経済性、効率性及び有効性の観点から監査対象として位置付けた。

第4 監査の結果

当監査は、久留米市監査基準に準拠して実施した。

監査対象の事務は、おおむね適正に執行されていたが、一部において、検討又は是正等を要する指摘事項が認められたので、必要な措置等を講ずるとともに、職員の指導監督に努められたい。

監査の結果に基づき、住民福祉の増進、最少の経費による最大の効果、組織及び運営の合理化等の観点から意見を付した事項についても、研究又は検討等を図り、措置等の対応が講じられるよう望む。

【総合政策部】

意見

《事務監査》

- (1) 下水道事業については、企業局に対しこれまでも、健全で安定的な経営について努力されるよう意見してきた。これに対して、令和5年度に生活排水処理基本構想を改定して公共下水道整備区域を見直し、令和6年6月議会において下水道使用料改定の条例改正が行われている。一方で、一般会計からの繰入金の適切な額の確保について、企業局と総合政策部とで協議をするよう求めていたが、協議に進展はなく、依然として15億67百万円の定額が一般会計から繰り出されている状況である。

下水道事業は、公営企業会計として、独立採算で受益者負担が原則とされているものの、雨水処理にかかる経費は、全額公費で負担することとされ、また、汚水処理にあっても分流式下水道は公共用水域の水質保全のために一定の公費負担が必要とされており、地方財政計画においても繰出金として計上されている。このことから、事業量に見合った応分の公費負担を行わなければ、その負担構造を歪めることとなる。

令和5年度の久留米市の普通交付税算定の基本となる基準財政需要額の下水道費は約25億69百万円と算定されている。このうちの約21億66百万円が下水道事業債の償還額の一定割合を算入する事業費補正額であり、一般会計繰出金15億67百万円と比べると、その差が多額となっている。普通交付税は一般財源であるものの、前述のとおり下水道事業には公費負担が必要とされており、経営健全化の視点から、予算編成部局の総合政策部として、一般会計から下水道事業会計への繰出金について、令和7年度予算は積算内訳を明確にした適正な額に見直して、議会に提案されたい。

- (2) 土地開発公社と一般財団法人久留米市開発公社のあり方については、以前から定期監査のヒアリングにおいて、他市の状況や業務の有効性と効率性の観点から、見直しについて意見してきた。また、令和5年度の定期監査においては、令和5年度中に方針を示すように意見している。

しかしながら、統廃合を前提として検討を進めていると説明はされているものの、進展が見られないようである。については、課題整理を進めたうえで、両公社の今後について、早急に結論をまとめられたい。

【総務部】

指摘事項

《財務監査》

〔契約事務〕

契約事務において、必要な収入印紙が貼付されていない契約書を受領しているものがある。

《事務監査》

公共施設の削減については、令和2年3月のサンライフ久留米の廃止に続き、令和6年3月末をもって文化センター共同ホールを廃止した。スケジュールの遅れは否めないが、一歩前進として評価できる。しかし、公共施設の削減目標は、令和7年度までに平成26年度比3%減としているが、令和4年度末現在で1.1%減にとどまっており、共同ホールの廃止は数値として反映されてはいないものの、依然として目標達成が困難な状況である。

こうした中、令和5年度及び6年度予算では、北野生涯学習センターや三潯生涯学習センターの改修設計や改修工事が計上されている。平成28年に、市議会から、各地域にある生涯学習センター等、機能が重複する施設についての集約化を求める提言を受けており、また、令和5年度の定期監査においても「公共施設削減について、議会や市民の理解を得やすい削減案を複数作成して提案されたい。」と意見をしていた。しかしながら、何の削減案も提示せずに、また議会への説明もすることなく、施設存続を前提とした改修に着手しようとすることは、提言を重く受け止めておらず、また職員の行革に対する意識が希薄であると言わざるを得ない。

まずは、今後の施設の状況や人口減少、少子高齢化、財政負担等を考慮して、具体的な施設の存廃や改修についての方針を早急に固め、議会や市民に提示されたい。

なお、市民に対して丁寧に説明することの大切さや十分な理解を得ることの困難さは理解するが、人口減少と施設の老朽化は、日に日に進んでいる状況であることから、一番の行革は、スピード感をもって公共施設の最適化を進めることと強く認識して取り組まれない。

【協働推進部】

指 摘 事 項

《事務監査》

〔審議会等事務〕

附属機関等の会議について、市ホームページ上で会議資料等が公表されていないものがある。

《事務監査》

自治会活動について、自治委員の負担が大きいとの市民の声が多い。特に、自治委員が行っている広報久留米の配布をはじめとする様々な広報紙の配布や回覧などについて、世の中ではデジタル化が進む中、紙媒体によるものは不要ではないかと考える方が多いようである。

これまで、市政情報の発信媒体は、時代の流れに応じてホームページやLINEといった方法を増やしてきているが、自治委員制度を介した市政の情報伝達という方法は、昭和の時代からほぼ変わらず継続している。

近年、仕事においては「働き方改革」が進んでいるにもかかわらず、自治委員の仕事は旧態依然としたままであるため、特に時間にゆとりがない現役者層や、体力的に自信がない高齢者層から、自治委員が広報紙を配付することについての不満があるようである。

情報伝達手段をはじめとして、あらゆることが日進月歩で変化していつていることから、広報紙の配布についても、時代の趨勢とともに見直していく必要がある。

自治会は、久留米市が市民との協働を進めるうえで重要な役割を担っており、多様化する地域ニーズや地域課題に対応するためにも、重要な自治活動組織である。デジタル弱者にも配慮しながら、今の時代に即した市政広報の方法を含めた自治会活動のあり方について、関係部局と早急に検討を行い、併せて、地域力低下の防止についても検討されたい。